

評価手数料の設定について(案)

1 評価手数料の設定についての基本的な考え方

- (1) 評価手数料は、評価申請のあった当該短期大学の教育研究活動等の状況を分析、評価するため必要な次の経費とする。

評価対象短期大学の個々の評価を具体的に審議する認証評価委員会（部会を含む。）の開催経費

書面調査に必要な経費（自己評価書の分析謝金等）

訪問調査に必要な経費（評価担当者の訪問調査出席謝金・旅費等）

機構職員の当該短期大学の認証評価業務に係る経費

- (2) 機構が認証評価機関として責任ある事業運営を行うために当然必要な次の経費については、評価手数料に参入しない。

評価基準の作成・変更、評価方針等を審議する認証評価委員会の開催経費

機構の評価基準等の周知に必要な経費

機構職員の人件費（上記（1）の当該短期大学の認証評価業務に係る経費を除く。）

2 評価手数料の構成

- (1) 各短期大学の規模及び分野にかかわらず、各短期大学に共通的に賦課する経費
機構の評価を実施するに当たっては、各短期大学の規模及び分野にかかわらず、当該短期大学全体を通じた評価作業が必要となることから、これらの作業を行うための次の経費を基本料として賦課する。

評価申請のあった短期大学の評価結果を審議・確定させるための評価委員会の開催経費、評価申請のあった短期大学の自己評価書を調査・分析するための評価部会の開催経費

委員が自己評価書を分析するに当たっての謝金、委員の評価報告書執筆に対する謝金

委員が評価申請のあった短期大学の訪問調査を実施するための旅費及び謝金
機構職員の評価業務のうち、各短期大学の評価を実施するに当たって必要となる次の業務に係る経費

ア 評価対象短期大学の個々の評価を具体的に審議する諸会議の開催に関する業務

イ 評価報告書等作成に当たっての補助業務

ウ 訪問調査に関する業務

(2) 学科等の構成状況に応じ，これを単位として積算される経費

評価申請のあった短期大学の学科等の教育活動等を分析するため，学科等当たりに必要な評価担当者を置くための次の経費を積算する。

評価担当者が自己評価書を分析するに当たっての謝金

評価担当者が評価申請のあった短期大学に訪問調査へ赴くために必要な旅費，評価者の訪問調査実施に対する謝金

3 評価手数料の算出

上記により算出し，以下のように「短期大学機関別認証評価実施大綱」に記述する。

評価費用の徴収

評価を実施するに当たって，短期大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し，徴収します。

(イメージ)

基本費用 円

1 学科 (専攻科) 当たり 円